

第 6 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 2 8 年 1 2 月 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 2 8 年 1 2 月 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 平成 2 8 年 1 2 月 8 日 (木) 午前 1 0 時 2 3 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 2 6 名 出席 2 2 名 欠席 4 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上 岡 耕 一	出	1 3	鏑 川 吉 正	出
職務代理者 (7)	浮 田 孝 允	出	1 4	水 内 清 郎	出
1	岸 本 博	出	1 5	岡 本 五 樹	出
2	近 藤 浩 夫	出	1 6	難 波 勝 利	出
3	岩 居 晴 男	出	1 7	赤 井 史 人	出
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長 田 孝 之	出
5	塩 飽 幹 廣	欠	1 9	田 淵 勉	出
6	石 田 始	出	2 0	藤 田 眞 樹	出
—	—	—	2 1	延 澤 強 哉	出
8	岡 崎 章 二	出	2 2	花 口 弘 行	出
9	岡 崎 利 祐	出	—	—	—
1 0	岡 崎 浜 雄	出	2 6	藤 原 忍	出
1 1	川 間 昌 徳	出	2 7	磯 谷 和 行	欠
1 2	岸 本 行 雄	欠	2 8	森 山 幸 治	欠

6 農業委員以外の出席者

事務局	参 事	箕浦 勝宏	農地担当課長	万代 幸男
	担当課長補佐	佐藤 孝司	担当係長	入江 貢
	副 主 査	大橋 和之	副 主 査	柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

2番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約2.7ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権の移転です。受人は現在、瀬戸内市に約1.6ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受贈による所有権の移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、経営移譲による10年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約73アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受贈による所有権の移転です。受人は現在、約44アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

1番から7番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見としていきます。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは申請等（１）について、１番から７番までの７件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。
議 長 それでは、申請等（１）について、全件を許可と決定します。
次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査 ２ページ１番、申請地は農用区域内の農用地であり、転用目的は農業用倉庫です。申請人は現在、約２９ヘクタール耕作していますが、農機具が大型化し、自宅付近は前面道路幅員が狭く、出入りが困難で、知人の農業用倉庫を借りています。また、農作業は倉庫の空きスペースや自宅の庭で行っており、農業用倉庫、農作業場ともにスペースが不足しているため、耕作地に近接し、前面道路幅員が広く大型農機具が出入りしやすく、農作業場も集約できる申請地に農業用倉庫を建築しようとするものです。農振農用地ですが、「農用地利用計画に指定された用途」に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を、お願いします。

岸本委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を、事務局からお願いします。

大橋副主査 ２ページ２番、申請地は農地の広がり１０ha未満の２種農地と判断され、転用目的は墓地です。現在の既存墓地は急こう配で険しく転倒の危険があり困難なため、市道沿道の自己敷地と一体利用が可能な申請地を墓地に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われれます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われれます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を、お願いします。

赤井委員 2番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)について、1番、2番の2件を許可と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(2)の2件について、許可と決定します。

次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査 3ページ1番、平成28年2月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区雄町の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったため、生活環境の変わらない申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富で運送業を営んでいますが、作業車等の駐車スペースが不足しているため、会社から近く、バイパスの沿線にある申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

岸本委員 1番と2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

3 ページ 3 番，平成 28 年 2 月締め農振除外案件で除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10ha 以上の 1 種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在両親と実家で同居しておりますが，実家には兄夫婦が同居することとなり，また受人も結婚が決まっていることで手狭となるため，実家の隣接地で農業の手伝いもできる母所有の農地を分家住宅に転用しようとするものです。1 種農地ですが「集落に接続した住宅」に該当し，母の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと思われま

4 番，平成 28 年 2 月締め農振除外案件で除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在申請地西隣接地で建設足場を提供する事業を営んでいますが，東区金田の置場を一部返却することで不足するため既存敷地と一体利用が可能な申請地を転用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま

5 番，平成 27 年 10 月 30 日農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，東区瀬戸町の借家に居住しておりますが，子供が生まれ家財道具が増え手狭となったため，妻の実家に近く妻の両親所有の農地を自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま

6 番，平成 28 年 2 月締め農振除外案件で除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在，申請地南側で保育園を運営しておりますが，園児の通園等で送迎車両の駐車場が必要ですが既存駐車場では不足しているため，近隣の申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま

7 番，平成 28 年 2 月締め農振除外案件で除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，東区瀬戸町の妻の実家に同居しておりますが，子供が生まれ家財道具が増え手狭となったため，妻の実家隣の妻の

母所有の農地を自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

8番、平成28年2月締め農振除外案件で除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、総社市の持家に家族で居住しておりますが、夫の定年退職を機に農地と両親の面倒を見るため、持家を売却し、実家近くの両親所有の農地を分家住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 3番から8番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の8件について、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)の8件については許可と決定します。

次に、申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査 5ページ1番、賃貸人と賃借人の相続人代表からの賃貸借契約解約の許可申請になります。賃貸人は 在住の , 賃借人の相続人代表は 在住の です。農地の所在は海吉 の田、面積が1,484㎡です。賃借人の相続人代表は、賃借人 の孫にあたります。賃借人が昭和41年に死亡後、賃借人の子、 が耕作し、 も平成7年に死亡後、 の子、 が平成26年までは耕作していましたが、育苗を委託していた知人が高齢で作業ができなくなったため、平成27年は作付けできず、平成28年には 本人がけがをして農地の管理も困難になったため、夏頃、賃貸人に返還したいと連絡し、賃貸人も承諾し、合意解約を希望しましたが、賃借権が相続されておらず、また相続人全員の所在等が分からなかったため許可申請に至ったものです。

現在、賃借人側の「農地の賃借権に係る実情調査」の準備をしておりますので、中区協議会では、今回は保留となっております。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請については、1件を保留とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 6ページ1番、相続により賃借権を取得しています。届出人で耕作します。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望があり、担当委員と協議する予定です。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、一部は届出人で管理し、一部は売却します。

以上です

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、5件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告(1)4条届については、8ページ1番から5番の5件です。転用目的は道路が1件、共同住宅が2件、住宅用地が1件、露天駐車場が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、9ページ1番から10ページ11番の11件です。転用目的は露天駐車場が6件、共同住宅が2件、分譲住宅地が2件、自己住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法施行規則第29条第1号該当転用届けについては、11ページ1番の1件です。内容は農業用水路です。

報告（４）農地改良届については、１２ページ１番の１件です。内容は普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案，農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案，農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

万代課長 農業委員会新体制への移行について（農業委員の推薦・公募，農地利用最適化推進委員の委嘱，農地利用最適化推進委員の推薦・公募，農地利用最適化推進委員候補者選考委員会，移行後の運営体制について）を説明。

職務代理 以上の説明に対して、何かご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません。

職務代理 それでは農業委員会新体制への移行については、承認いたします。

万代課長 ありがとうございます。

次に農地利用意向調査の実施について、合同忘年会の開催について、配付資料（農業委員会だより第８５号，農業委員手帳２０１７）について報告し、マイナンバー制度の導入に伴う個人番号の提供について依頼する。

職務代理 それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして閉会いたします。

閉会 午前１０時２３分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員